

令和5年安中市教育委員会 7月期定例会 会議録

日時 令和5年7月26日(水)午後2時から午後3時20分まで  
場所 松井田庁舎2階 第4会議室

【出席委員】

教 育 長	竹内 徹
教育長職務代理者	中島 卯
委 員	佐藤 和子
委 員	高橋 恵美
委 員	三宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	小黒 勝明
総 務 課 長	井上 昇
学校教育課長	城田 敬子
生涯学習課長	萩原 陽子
書 記	平柳 好美

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の井上です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

ただいまから、令和5年安中市教育委員会7月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。「議案第34号」は、群馬県教育委員会からの指導もあり、8月31日までは公開することができない案件です。したがって、この議事は、非公開とすることが適当であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第34号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いましたが、いかがですか。

\* 委員から異議等は出なかった。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「議案第34号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思えます。

まずは、報告・承認の議事に入ります。

報告第9号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 報告第9号を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

安中市図書館協議会は、図書館法第14条及び安中市図書館条例第8条に基づき設置されています。令和5年度は委員の委嘱替えの年となっており、同条第2項第3項に基づき8名の委員を2年の任期で委嘱させていただきました。あて職により任命させていただいております。今回委嘱されます8名の委員うち、新規の方が1名、継続の委員が7名となっております。

委嘱年月日は令和5年4月1日で、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

\* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「住所」、「所属」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第9号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第9号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第9号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第10号「安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 報告第10号を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

委嘱年月日は、令和5年4月1日です。昨年度は委嘱替えの年となっておりまして17名の方に委嘱させていただきました。あて職により任命させていただいておりますので、今回4名の方が、所属等の代表者の変更に伴い委嘱される方でございます。

新たに委嘱される方の任期に関しましては前任者の残任期間の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

\* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「住所または団体等所在地」、「所属等」を読み上げた後、

参考として、机上に令和5年度安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員名簿（別紙）をお配りしております。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第10号「安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

別紙の枠外のところに、男女のパーセンテージが記載されているようですが、意図があるのでしょうか。

◇ 生涯学習課長

市では、市政等の政策・方針の意思決定の場へ男女がともに参画できる社会を目指して、女性の参画を促進しております。委員会における委員の女性比率等の調査結果を参考で載せさせていただきます。

○ 竹内教育長

各委員会や審議会の女性男性の比率がバランス良くなるよう指示があるようでございます。

他に、何かございますか。

無いようですので、報告第10号「安中市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第10号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第32号「安中市学校給食運営委員会への諮問について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 「議案第32号」を読み上げ、資料に沿って「諮問の趣旨」、「諮問事項」、「諮問理由」を読み上げた後、

現在、松井田学校給食センターから提供している松井田管内の小中学校給食への食物アレルギー対応レベルは、レベル1の詳細な献

立表対応となっております。給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任の指示、児童生徒の判断で給食から原因食品を除き食すか、食せないと判断した場合には弁当を持参しております。なお安中管内の小中学校の自校式で調理を行っている学校では、レベル4の代替食対応となっており、除去した原因食物に対して、何らかの食材を代替して調理し給食を提供しております。

しかし、現在原市小学校の自校式給食調理室の改築工事が着工となり、自校で調理ができず給食の提供ができないことから、2学期から竣工までの期間は松井田学校給食センターから原市小学校へ給食を搬送し提供することとなりました。

そこで松井田学校給食センターの栄養士の工夫により、給食の原材料として、原因食物・食品を使わずに調理できる献立や果物の代替としてカップデザートを提供するなど調理を伴わない代替食を提供し、自校式の代替レベルまではいかないまでも、無理がない安全な方法でアレルギー対応を行い現状できる範囲内での提供を考えております。この段階で、レベル的にはレベル4の代替食対応となりますが、松井田学校給食センター施設設備の改修や環境整備および人員配置により、自校式の代替レベル同様の提供ができるのか、諮問をし、学校給食運営委員会で検討していただきます。

今後のスケジュールといたしましては、7月28日に第1回目の学校給食運営委員会を開催し、諮問をし、専門部会を立ち上げ、8月7日に第1回目の部会、8月9日に第2回目の部会を開催し、先進地視察としてみなかみ町新治学校給食センターと昭和村学校給食センターの2施設を見学いたします。8月24日に第3回目の部会を開催し、方針を固め、10月に第2回目の学校給食運営委員会を開催し、答申の協議・決定をいただく予定であります。その後、10月26日の教育委員会定例会で答申前に内容を審議いただき、今後の方針を決めていただき、来年度の予算化を図り、準備を進め、

令和7年度より方針に基づいた松井田学校給食センターにおける食物アレルギー対応食の提供を実施できればと考えております。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第32号「安中市学校給食運営委員会への諮問について」質疑がありましたら、お願いします。

○ 竹内教育長

学校給食係では、原市小学校の改築に伴い松井田学校給食センターからの給食搬送に合わせて、できるだけレベル4に近づけた代替食を提供したいということ。もう一つは、松井田学校給食センターの松井田管内への給食配送についてレベル4にするための施設設備の改良等も含めて、松井田学校給食センターの食物アレルギー対策の方向性を、委員会に諮問をしたいということです。

レベル1とレベル4の説明がありましたが、レベル2とレベル3についても説明をお願いいたします。

◇ 総務課長

学校給食での食物アレルギーのレベルですが、レベル1からレベル4まであります。一番対応が低いレベル1は、先ほど説明しました詳細な献立表の対応です。レベル2は、弁当対応で、一部と完全があります。一部の場合は、中心的献立で代替提供が困難な場合はその献立に対し部分的に弁当を持参する。完全な場合は、食物アレルギー対応が困難なため、全て弁当を持参する。これがレベル2となります。レベル3は、除去食対応で原因食物を給食から除いて提供します。例として、かき玉汁に卵を入れなくて提供する。レベル4が先ほど説明した代替食対応として、除去した原因食物に対し何



らかの食材を代替して給食を提供する。例として、牛乳の代わりに豆乳を使用したシチューを提供する。以上がレベル1からレベル4の対応の説明となります。よろしく願いいたします。

○ 竹内教育長

ありがとうございます。

今、自校式の方はレベル4ですので、松井田学校給食センターも同じレベルに合わせたいと考えております。

他に、ご質問等あればお願いしたいと思えます。

◆ 佐藤委員

レベル4の対策の拡充という話でしたが、それまで安中管内の自校式はレベル4対応をしていたのですよね。それを松井田学校給食センターだけレベル1で対応していた事に問題はなかったのですか。周りの保護者や私達からすれば、すべて同じレベル4の対応をしていただく事がいちばん良いと思うのですが。できなかった理由があったのでしょうか。また、今回の原市小学校の修繕工事がなければ、その問題は浮上してこなかったのですか。

◇ 教育部長

松井田学校給食センターがスタートした時の経緯はわかりませんが、今回の松井田学校給食センターのレベル対応については、市長が安中市内の給食のレベル対応が一律でないという事でプロジェクトの一つに掲げたのがきっかけの一つとなっております。原市小学校の給食施設の整備についても再起動プロジェクトに載っています。

松井田学校給食センターがレベル4の対応を行うためには、施設の形態に関して、調理する場所を独立した部屋等、区切りが必要で

あり、アレルギー対応に栄養士スタッフも必要となります。その辺が難しかったのかもしれませんが。

今回、元々アレルギー対応を行っている原市小学校の給食室の整備を着工することとなり、松井田学校給食センターで原市小学校のレベルに近づけるためには、今の現段階でどこまでできるか考慮し、今回の調理をしない代替食という対応のレベル4の中の下の部分まで対応をすることとなりました。最終的に、松井田学校給食センターの体制を整えて自校式と同じレベルまで松井田管内で対応できるのではないかと考え、学校給食運営委員会に諮問させていただき経緯となりました。

○ 竹内教育長

松井田学校給食センターで調理を伴うアレルギー食を提供していくためには、施設設備も考えているのですね。

◇ 総務課長

これから先進地の給食センター2施設を視察させていただきます。その施設は、元々給食センターで備品等を揃えて今現在レベル4の最高レベルの提供をしています。当初松井田学校給食センターの改修工事等が分離するためにも必要と思っていましたが、視察先の施設の話では、パーテーション等の備品的なものを揃えれば対応可能とのことでしたので、現段階では改修は考えず、パーテーション等の備品や人的なものの整備を充実させレベル4まで対応できればと考えています。

◇ 教育部長

先ほどの件につきまして、付け足して説明いたします。

松井田学校給食センターの調理業務は、当初から委託であった事により、自校式と同じレベル対応ができなかったかもしれません。

自校式は職員対応、松井田学校給食センターは委託でしたので、委託先との話もあったのかもしれませんが。現在は、委託先も対応可能であるという話です。自校式の小中学校の調理業務も委託へ移行しているところで、今回の話になりました。

◆ 佐藤委員

アレルギーの子ども達は、命取りになるような状況がありますよね。たまたま松井田管内の子ども達には重篤なアレルギーを持っている子ども達がいなかったのでしょうか。

◇ 教育部長

人数的には少ないです。原市地域のほうが圧倒的に多いです。

◇ 総務課長

松井田管内の児童生徒でアレルギーの届出が提出されている人数は21名です。その方については、前もって詳細な献立表をお渡ししておりますので、保護者また担任の先生と確認して食べられるかの判断をいただいて、無理な時はアレルギー源を含む給食を除いたメニューを食べているため大事に至ってないのだと思います。

先程の説明でもう一つ補足があります。この後、令和6年度の予算準備を進めていると説明しましたが、令和6年度で対応マニュアルも作成し令和7年度からアレルギー対応した給食を提供していこうと考えています。

◆ 佐藤委員

できれば市内の各学校が同じレベル対応をしていただければ安心と思います。

○ 竹内教育長

そのためにも、どのようにしたらよいかを学校給食運営委員会に諮問するという流れとなります。

松井田学校給食センターの給食の能力はいくつですか。

◇ 教育部長

1, 800食です。

○ 竹内教育長

松井田管内の子ども達等への提供と原市小学校の児童・教職員への提供は能力的に十分可能のようです。

◇ 総務課長

松井田地区が約600食、原市小学校が約650食、合わせて1300食弱です。

○ 竹内教育長

原小学校に勤務している調理員さんはどのような勤務・配置になりますか。

◇ 総務課長

現在原市小学校・松井田学校給食センターともに給食調理については、シダックス大新東ヒューマンサービス(株)北関東支店に業務委託しています。原市小学校改修工事に伴い、今まで600食余りしか調理していなかった松井田学校給食センターが2学期から1,300食を調理することとなります。原市小学校の民間委託調理員を松井田学校給食センターの方にお越しいただいて、松井田学校給食センターの委託調理員と一緒に1,300食を調理し提供していきます。

○ 竹内教育長

調理の備品等の整備と人の配置をあわせて考えていきます。人員配置環境を整え、具体的にアレルギー対応食をどのように提供していくか諮問していくということです。

他にどうでしょうか？

◆ 中島委員

方向性としてはそのような形で取り組んでいただければと思います。

安中市は自校方式とセンター方式の両方がありますよね。全県的に見た場合に、センター方式へ移行している率が多いと思うのですが。センター方式が多いということは、センターの中でも、アレルギー対応の提供ができる前提だと思うので、視察を行い、センター方式や自校式関係なく人員配置や設備等を総合的に調査・検討していただきたいと思います。早急に、安中市内共通の対応ができるように工夫していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

他にありませんでしょうか。

◆ 高橋委員

先ほど、松井田学校給食センターはレベル1との説明でした。食べられないものが出た時に、例えば小麦アレルギーの子どもはその日は、例えばパンが出たときは、その代わりに違うエネルギーは取らずに、食べられるものだけ食べて給食が終わってしまう状況ということでしょうか。

◇ 総務課長

現在ですと、事前に献立表を見て判断していただいております。先ほどパンを例に挙げた話でしたが、パンが無理ならおにぎりを持

参るとか、お弁当を持参していただいて対応していただいております。

◆ 高橋委員

そうすると、先ほどの説明のレベル2のところに入るのではないのでしょうか。

◇ 総務課長

入ってくる場所もあります。一部レベル2というところでは。

◆ 高橋委員

そこは個人の判断というか、その日により各家庭から持参したりして賄っているということですね。

◇ 総務課長

そうです。

◆ 高橋委員

ありがとうございます。

あと1つよろしいでしょうか。アレルギー対応食の提供をどのように対応していくかもあると思いますが、最近では給食の食べ残しによる残飯が多いという話も多く耳にします。アレルギーで食べられないものに関しては仕方ないと思いますが、好き嫌いで食べないことにより一日の栄養が摂取できていない状況もあると思います。その辺をどのように改善していくのかも一緒に考えていただけたらありがたいです。エネルギーの摂取が偏っているというか、好き嫌いによりエネルギー摂取が少なくなっていることも考えられます。

○ 竹内教育長

市では先月「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」宣言をし、その中にも食品ロス「ゼロ」という大きなテーマがあります。

これは市民の皆さんに意識して取り組んでいただくことと同時に、将来・未来を担う子ども達にも意識を持ってもらいたいので、前回の定例校長会議の中でも触れましたが、今回の定例校長会議でも触れさせていただきたいと考えております。やはり食品ロスを削減していく動きに意識を高めていきたいと思っております。学校によっては、足りないぐらい食べる学校もあるし、結構余って残飯になってしまう学校もあるように聞いています。今後、子ども達の意識も高めていきたいと思っております。

先日の学校訪問時に、給食を食べていただきました。

給食は、美味しいですね。

◆ 高橋委員

美味しいですね。

なんで残っちゃうのかなと思います。もちろん嫌いなものはあると思いますが。

私も保護者として子ども達が給食をしっかり食べていると思っておりますが、実際のところは意外と嫌いなものは残しても良いというのですかね。多分保護者の皆さんはきちんと食べていると思っております方が多いではないでしょうか。

○ 竹内教育長

これは、給食指導だけで実現できるものではないですね。家庭においても少しでも好き嫌いをなくすような食生活の工夫をしてもらい、お互いに連携しながらやっていかないとできないことだと思います。

◆ 中島委員

全くそのとおりです。確かに残す事は好ましい事ではなくて、できれば、全部食べて欲しいです。ただ学校現場で指導としても限界があると自分の経験上感じています。

教育長が言われたとおりに、学校給食だけじゃなく、家庭の食事等とか色々な中で栄養を摂取するので、バランス良く取って欲しいと感じます。また、学校と家庭が連携していかないと難しいと感じます。残さないようにという指導は大事ですが、行き過ぎた指導となることが懸念されます。その辺は非常に難しい問題が背景にはあると現場にいた時に感じました。ですから、連携しながら学校で取っているが、これは少ないとか、家庭での食事も連携していかないと子ども達に良い効果が生まれれないと思います。

◆ 三宅委員

聞いていて思ったのですが。今、保護者との連携という中で、例えば高橋委員が心配していたように、子ども達が食べているのか食べていないのかわからない現実がもしあるのであれば、毎日は難しいし個々の対応となってしまいますが、担任から保護者へ給食で残すものが多いとかの情報を知ることができるだけでも良いのではないのでしょうか。質問ですが、給食の件で学校と家庭とのコミュニケーションもあるのですよね。

○ 竹内教育長

どうですかね。何食べて何を残したかのコミュニケーションがあるかどうか。

◆ 三宅委員

子ども達が学校給食について正直に話さない子どももいるでしょうから。食べているとか実際に食べていないとかの状況を保護者が



知ることができれば、多分もうちょっと食べなきゃ駄目だよとか、家庭内で話をできるのではないのでしょうか。

ただ子どもの様子がわからないということが問題であれば、何らかの方法で伝えることはできるのでしょうか。質問ですけど、そこまで担任ができたりしますか。なにかの折に伝える方法とかありますか。

#### ◇ 学校教育課長

必ずそのようにしているという決まったものはないかもしれませんが、自分の経験等と言いますと、アレルギーがなく食の好き嫌いが激しく給食を残す事が頻繁に見られるとか、いつもこれを残す、たまに残すとかでなくて、ちょっと目立って見える場合があったときには、今家庭訪問も少なくなっていますが、家庭訪問時に食事について相談をしたり、教育相談という2者面談のようなものも年間数回ありますので、そこで話題にしたりしたことはございます。全員に通知を出したりはしていませんが、保護者と対面で話す機会に気になる子どもについては話題にしています。

#### ◆ 三宅委員

そのような情報を保護者としては、毎回必要ないけれど、どこかで知れたらいいと思ったので。

#### ○ 竹内教育長

学校教育課長がその一例を挙げていただきましたけど、食育という教育内容について栄養士を招いて、各学年学級で話をしています。また全部の学校の栄養士かどうかは確認できていませんが今日の給食としてホームページにレシピ等をあげ、家庭でも食に関して会話を進めてもらいたいという働きかけもしています。全部学校ではないですね。

◇ 学校教育課長

給食のメニューについては比較的ホームページに載せる学校も多くなってきております。また、給食の時間に、今日の献立にはこういう栄養素が含まれていますとか、今日は安中で採れたこういう野菜を使っています、という紹介などをしながら食に興味を持ってもらえるように、食育としては行っています。

また保健や家庭科の授業で栄養素の勉強もしておりますし、それが及ぼす体への影響についても学習をし、食事の大切さを学ぶ機会もあります。

あと先ほどお話がありました食品のロスについても、SDGsの学習も取り入れておりますので、総合学習や学活の授業等で好き嫌いとか栄養素以外にも残さないことについての学習も入ってきて、いろいろな部分で食事について勉強する機会は増えてきています。

○ 竹内教育長

ありがとうございました。

議案の第32号につきましては安中市の学校給食運営委員会の諮問内容です。松井田学校給食センターにおけるアレルギー対応をどうしていくか委員会に諮問したい。それに関連して、子ども達の好き嫌いを含めて、食品ロスをなくしていくという働きかけを、教育委員さんとしての希望・期待として挙げられましたので、そちらの方の検討もお願いをしたいと思います。

子ども達の大事な体づくりの3分の1は学校給食ですので、給食運営については非常に大事な教育活動の一つだと思いますので、よろしく申し上げます。

他に、何かございますか。

無いようですので、議案第32号「安中市学校給食運営委員会への

諮問について」承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号「安中市社会教育関係団体の認定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 「議案第33号」を読み上げた後、

社会教育関係団体につきましては、社会教育法第10条で、「社会教育関係団体とは法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としているものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定の申請が1件ございましたので、ご提案させていただきます。

\* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】

・ 松井田カホン部

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第33号「安中市社会教育関係団体の認定について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 三宅委員

事業内容の中での福祉施設の演奏がありますが、これも社会的文化的活動として認定する理由の一つ、趣味グループとの境界部分ですかね。趣味で活動している団体は対象にならないという理解でよろしいでしょうか。

◇ 生涯学習課長

はいそうです。

○ 竹内教育長

他にはございますか。

無いようですので議案第33号「安中市社会教育関係団体の認定について」承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とします。

**非公開議案**

= 議案第34号 令和6年度使用安中市立小学校中学校教科用図書  
の採択について =

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

\* 委員・事務局から意見等はでなかった

○ 竹内教育長

無いようですので以上で、令和5年安中市教育委員会7月期定例会を閉会いたします。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

【次回定例会】

日時 令和5年8月24日（木） 午後2時から

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会いたします。どうぞ気を付けてお帰りください。

